

農林水産省関東農政局と日本郵便株式会社との  
連携に関する協定書 締結式

次 第

- 1 日時  
令和8年6月25日（木） 16時00分～
- 2 場所  
農林水産省 関東農政局 防災対策室
- 3 出席者  
農林水産省 関東農政局長 菅家 秀人（かんげ ひでと）  
日本郵便株式会社 常務執行役員 関東支社長 仲摩 義信（なかま よしのぶ）
- 4 内容
  - （1） 開会、出席者紹介
  - （2） 概要説明
  - （3） 協定書署名、取り交わし
  - （4） 写真撮影
  - （5） 出席者挨拶
  - （6） 閉会

以 上

# 農林水産省関東農政局と日本郵便株式会社との地域振興に係る連携協定について

令和8年6月25日

農林水産省関東農政局・日本郵便株式会社関東支社

- 中山間地域等では、人口減少や高齢化の進展により、集落機能の維持が困難となっていることを踏まえ、一昨年、25年ぶりに改正された食料・農業・農村基本法（以下「改正基本法」という。）では、施策の基本理念に「地域社会の維持」が位置付け（第6条）られるとともに、中山間地域等の振興のための施策として「地域社会の維持に資する生活の利便性の確保」が位置付け（第47条）られました。【参考1】

また、改正基本法に基づき定められた食料・農業・農村基本計画（令和7年4月閣議決定）では、農村人口の減少下においても、社会生活が維持されるよう、経済面・生活面の取組等の地域政策を推進し、実施していくこととされ、特に中山間地域等の小規模集落向けに、「農村型地域運営組織（農村RMO）」の立上げや活動充実の後押し、市町村・都道府県・関係府省庁と連携したサポート体制の構築を推進することとされました。【参考2】

- 農林水産省は、集落機能の維持に向けて、農用地の保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等の集落機能維持に資する取組を行う農村RMOの形成の推進、また、農用地の保全や農業生産を維持する活動を支援する「中山間地域等直接支払交付金」を実施しており、こうした取組を民間企業、地方公共団体、関係府省庁と連携し推進することとしています。【参考3・4】
- 日本郵便株式会社は、全国約24,000の郵便局ネットワークを活用して、地域住民の利便の増進に貢献する役割を担っていることから、様々な地域課題の解決に向け、高齢者の見守りや買い物支援などに取り組み、地域社会に貢献しています。【参考5】
- 以上を踏まえると、中山間地域等においては、集落機能の維持や地域資源の活用の取組に郵便局が参画することにより、地域活動の拡大や質的向上が期待できることから、関東農政局と日本郵便(株)関東支社が緊密に連携して、中山間地域等の地域振興に貢献することを目的に連携協定を締結します。【参考6】

## 第1章 総則

### (農村の振興)

第6条 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることに鑑み、農村の人口の減少その他の農村をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、地域社会が維持され、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

## 第2章 基本的施策

### 第4節 農村の振興に関する施策

#### (中山間地域等の振興)

第47条 国は、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域（以下「中山間地域等」という。）において、その地域の特性に応じて、新規の作物の導入、地域特産物の生産及び販売等を通じた農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進、地域社会の維持に資する生活の利便性の確保その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。

## 第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

(略) 農村は、農業が営まれている場であるだけでなく、農業者を含めた地域住民の生活の場でもあり、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしている。農村人口の減少下においても、地域社会が維持され、農業の有する食料その他の農産物の供給機能及び多面的機能が発揮されるよう、農業生産基盤の整備・保全、農地の保全に資する共同活動の促進、農村との関わりを持つ者の増加に資する所得の向上や雇用の創出を図る経済面の取組、生活利便性を確保する生活面の取組等の地域政策を推進し、「農村の振興」を図る。

## 第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

### V 農村の振興

#### 5 中山間地域等の振興

##### (1) 中山間地域等の農業を「支える」ための施策の推進

##### ② 集落機能の維持

農業者の減少に伴い農業集落内の戸数が減少する中、集落活動の実施率が急激に低下する9戸以下の農業集落の割合が増加しており、特に中山間地域においては、都市や平地に比べ、その増加割合が大きい。

このため、女性や若者などの多種多様な人材も巻き込みながら農村RMOの形成を推進する。特に中山間地域等の小規模集落向けに、農村RMOの立上げや活動充実の後押し、市町村・都道府県・関係府省庁と連携したサポート体制の構築を推進する。

農村RMO（Region Management Organization）とは、複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。

地域コミュニティ機能の維持・強化に向けて、集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者が連携して協議会を設立し、農用地保全や生活支援等を実施。

## 農村型地域運営組織（農村RMO）



# ○中山間地域等直接支払交付金

参考 4

○ **中山間地域**は、一枚当たりの田んぼも小さく、**傾斜も急で法面の草刈りにも労力がかかる**など、**高齢化が進行する中で、農地を維持していくことが困難な状況**。

○ 国では、そのような**中山間地域の農業・農村を維持し、将来に向けて発展していけるよう、平成12年から中山間地域等直接支払制度を措置**。

○ この制度では、農業生産条件の不利な中山間地域等において、**集落等を単位に、農地を維持・管理していくための取決めとなる協定を締結し、それにしたがって行われる農業生産活動等を支援**するため、**協定の面積規模等に応じて一定額を交付**。

## 協定の策定と活動の実施

### ① 協定作成

- ・ **集落の現状、目標、役割分担等**を地域で話し合い、集落として目指すべき方向やそのための活動内容、交付金の使用方法等を定めた協定を作成します。



【集落での話し合い】

### ② 協定の認定

- ・ 作成した協定を市町村に提出し、**市町村長が認定**します。

### ③ 活動の実施

- ・ **協定に基づき、活動**を実施します。



【集落共同の水路清掃】

### ④ 実施状況の確認

- ・ **市町村が活動の実施状況を確認**します。

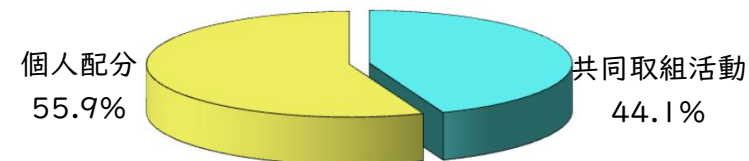
### ☆ 交付金の支払い

- ・ 交付金の支払いは、市町村に交付申請書を提出し、集落の活動内容や活動実績に応じて支払われます。

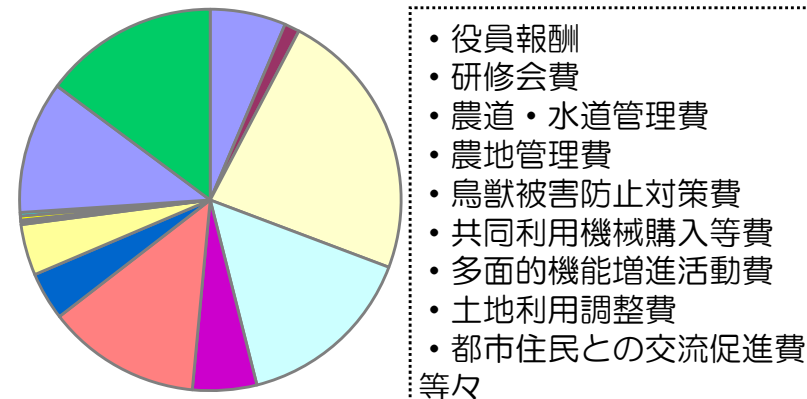
## 交付金の使途

- ・ 交付金は協定参加者の話し合いと合意により、地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます。

【集落協定における交付金の配分割合（R6）】



【共同取組活動の交付金の使途（R6）】



# ○日本郵便株式会社法

参考5

## 第1章 総則

(会社の目的)

第1条 日本郵便株式会社は、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とする。

# ○日本郵便株式会社 中期経営計画

地域のニーズに応じた地域のインフラ維持機能や、お客さまのニーズやライフステージに応じてお客さまの暮らしを支えるサービスを提供することで、地域の生活を支える生活サポート拠点としての機能を発揮。

# ○郵便局と地方創生～日本郵便の自治体連携・地域共創への取り組み～

日本郵便が取り組む地方創生は、創業以来培ってきたお客さまや地域からの信頼を基に、ユニバーサルサービスを提供しつつ、当社の経営資源を最大限活用して、地域ニーズに応じた多種多様なサービスを提供していくことにより、郵便局の価値・魅力向上に資することを目指し、推進していきます。

農村の地域社会の維持のため、関東農政局と日本郵便(株)関東支社が地域が抱える課題等を積極的に把握し、郵便局が有する強みを生かした解決策を模索するとともに、農村RMO等と地域の郵便局との連携を促進することにより、双方連携による集落機能維持の活動を後押しする。

